

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1016号

2020年（令和2年）6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

母子保健法及び児童福祉法の規定による事業の推進に係る  
コンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）5月25日付けで諮問（第1016号）された母子保健法及び児童福祉法の規定による事業の推進に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活に大きな影響を与える中、2020年（令和2年）4月1日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」では、妊婦に対して布製マスクを配布することとしている。また、2020年（令和2年）4月8日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課通知（子母発0408第1号）「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策における妊婦へのマスクの配布に係るご協力のお願いについて」（以下「子母発0408第1号」通知という。）では、配布スケジュールや配布方法について示されている。

このことから、藤沢市に居住している妊婦に対して郵送及び窓口でマスクの配付を開始することとした。

子母発0408第1号通知別添の「4. 配布方法」において、配布

枚数については、妊婦一人につき原則月2枚の配布する、とされていることから、2020年（令和2年）6月5日に現在子ども健康課において把握している対象妊婦に対して、郵送でマスク2枚の配付を予定している。

また、2020年（令和2年）7月以降は、妊娠届出書又は母子健康手帳交付申請書を提出した者に対して、子ども健康課南北保健センター、子育て給付課及び各市民センターでの配付を計画している。

2020年（令和2年）4月15日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡「妊婦に対するマスクの配布に係るQ&A（令和2年4月15日時点）等について」の別添1「問4」において、マスクの配布に当たり、個別の事情で配布を希望しない方に対しては、配布を行う必要は無いと考えている、とされている。

このことから、子ども健康課では、初回配付以降については、マスク配付を希望する妊婦からの電話及び電子申請による受付を行い、配付をすることを考えている。

以上のことから、電子申請による受付は、コンピュータ処理に該当することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 対象手続

対象手続は「妊婦向けマスク（布製）申込み」である。この申込みについては、電話受付をするとともに、電子申請を利用し、受け付けるものである。

## (3) 電子申請・届出システムの利用

### ア コンピュータ処理を行う必要性について

申込み電子化は、24時間365日受付を可能とするものである。妊婦向けマスクについての情報を市ホームページで確認できることを考慮し、インターネットによる申込みを受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性向上並びに新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図ることの観点から、コンピュータ処理を行う必要がある。

### イ 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報（申込み情報）について

申込みに際しての個人情報は、申込者の氏名、妊婦の氏名、妊婦の生年月日、妊婦の住所、妊婦の居所、出産予定日、母子健康手帳番号、電話番号及び電子メールアドレスである。

## (4) システムの安全性

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年（平成27年）3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で

答申されたシステムを利用する。

ア ネットワーク

利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防いでいる。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用している。システムのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANについてもF/W等によるセキュリティ管理が行われている。

イ 施設要件

当該システムのインターネットデータセンター施設は、LGWAN-ASPの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。

SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、ISO15001及びISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマークも取得している。

エ 契約方法

システムを運営するNTTデータ関西支社と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ 共同運営システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

共同運営システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制限する。また、ログイン時のID及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

共同運営システムで受信したデータは、紙媒体に印刷し、藤沢

市行政文書取扱規程に従い保存する。

(5) 実施時期

2020年（令和2年）6月15日から厚生労働省からの配布協力終了まで

(6) 提出書類

- ア 事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」
- イ 事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」
- ウ 通知（子母発0408第1号）「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策における妊婦へのマスクの配布に係るご協力のお願ひについて」
- エ 事務連絡「妊婦に対するマスクの配布に係るQ&A（令和2年4月15日時点）等について」
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申込み電子化は、24時間365日受付を可能とするものである。妊婦向けマスクについての情報を市ホームページで確認できることを考慮し、インターネットによる申込みを受け付けることにより、市民の負担軽減及び利便性向上並びに新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図ることの観点から、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のアからオまでに示す安全対策は、次のとおりである。

- ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置  
ア
- イ データの安全性を高めるための措置  
ア
- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置  
イ、ウ

エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

オ(ア)

オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措置

エ

カ 日常的な安全対策

オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上